

# JIS

## アイドリングストップ車用鉛蓄電池

JIS D 5306 : 2021

(BAJ/JSA)

令和 3 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎博之	東京大学
(委員)	青木真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	儀敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊藤智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩淵幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田富雄	一般財団法人日本規格協会
	岡本正英	株式会社日立製作所
	住谷淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	橋爪弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平本俊郎	東京大学
	藤原昇	一般社団法人電気学会
	山根香織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.1.20

官 報 掲 載 日：令和 3.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-0261)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
5 表示	4
6 製品の呼び方	6
7 出荷条件	6
8 性能及び寸法	6
9 試験条件	7
9.1 試験用蓄電池の抜取り	7
9.2 充電	7
9.3 電解液面	7
9.4 試験計器	7
9.5 試験の順序	7
10 試験方法	8
10.1 20 時間率容量試験	8
10.2 リザーブキャパシティ試験	8
10.3 コールドクランキング電流試験	8
10.4 充電受入性試験	8
10.5 回生充電受入性試験	8
10.6 寿命試験	9
10.7 耐振動性試験	11
10.8 端子強度試験	11
10.9 締付強度試験	11
10.10 電解液保持試験	12
10.11 容量保存性能試験 (参考)	12
10.12 減液試験 (参考)	12
11 検査	12
附属書 JA (規定) 構造	13
附属書 JB (規定) 型式一覧表	15
附属書 JC (参考) その他の試験方法	16
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	18
解 説	24

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電池工業会（BAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# アイドリングストップ車用鉛蓄電池

## Lead-acid batteries for vehicles with stop and start system

### 序文

この規格は、2019年に第1版として発行された IEC 60095-6 を基とし、国内市場に広く流通している、アイドリングストップシステムを備えた自動車（以下、アイドリングストップ車という。）に適合させるため技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JD** に示す。また、**附属書 JA～附属書 JC** は対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、アイドリングストップ車の内燃機関の始動、点灯、点火などに使用する公称電圧が12Vの鉛蓄電池（以下、蓄電池という。）について規定する。ただし、VRLA電池（制御弁式鉛蓄電池）には適用しない。

**注記 1** この規格で規定する自動車とは、**JIS D 0101** に規定する乗用車などのことを指し、宅配車、タクシー、バスなどの業務用途を目的とした商用車は含まない。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60095-6:2019, Lead-acid starter batteries—Part 6: Batteries for micro-cycle applications (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7414** ガラス製温度計

**JIS B 7507** ノギス

**JIS B 7525-1** 浮ひょう—第1部：密度浮ひょう

**JIS C 1102-2** 直動式指示電気計器 第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

**JIS D 5301:2019** 始動用鉛蓄電池

**JIS K 6999** プラスチック—プラスチック製品の識別及び表示

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。